

町内会で知って安心



町内会の

平成29年改正

個人情報保護の

手引き



帯広市町内会連合会

改訂保存版<平成29年3月発行>

この手引書は、町内会の個人情報保護のために、初回発行（平成 17 年 12 月）、さらに自主防災にかかわる内容を盛り込んだ改訂版（平成 20 年 12 月）、そして今回、法律の改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）による改訂保存版として作成したものです。

これまでの取扱い内容に一部変更がありますので、今後のためにも手引書をご覧ください、町内会活動の参考にしてください。

平成 29 年 3 月

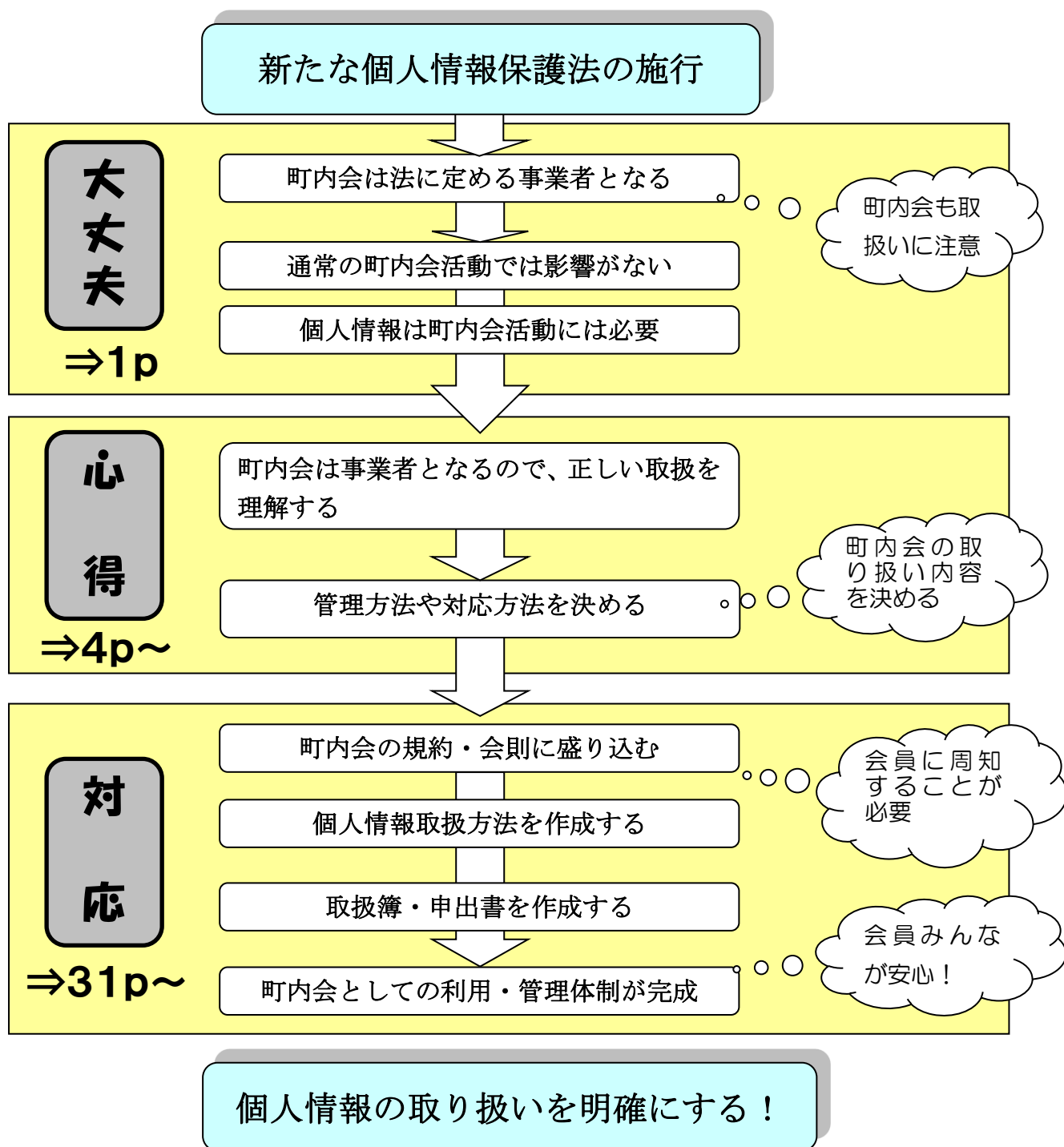
帯広市町内会連合会

町内会での個人情報の取り扱い方

「個人情報保護法」の施行（平成17年4月）から10年以上経過し、平成29年5月末から改正された「個人情報保護法」が施行されます。

今回の法改正により、町内会も個人情報を取り扱う事業者となり、法律の適用を受けることになりました。

町内会が個人情報を取り扱う上での考え方や遵守事項などについてまとめましたのでご活用ください。



目 次

	ページ
1. 改正個人情報保護法って? . . .	1
2. 町内会における個人情報の取扱い . . .	2
3. 町内会がすべきこととは? . . .	3~8
4. 町内会で取扱方法を決めよう . . .	9~16
5. 自主防災と個人情報 . . .	17~22
6. 個人情報 Q&A . . .	23~30
7. 町内会の取り組み手順 . . .	31
8. 個人情報取扱方法 . . .	32
9. 町内会世帯（家族）カード . . .	33
10. 個人情報取扱簿 . . .	34~35
11. 個人情報申出書 . . .	36

～町内会の皆様へ～

この手引きは町内会活動のための手引書です。

町内会活動において気をつけなければならない「個人情報の保護」の取扱いについて記載しているものです。町内会も法律の適用を受けることから、個人情報の取り扱い方法を定めることをおすすめします。

詳しくは事務局にお問い合わせください。